

北朝鮮の核実験及びミサイル発射に対する抗議に関する件

北朝鮮は、1月6日に水爆実験を行い成功したと発表した。さらに、2月7日には、「人工衛星」の打ち上げと称する長距離弾道ミサイルの発射を行った。

これらの行為は、国連安保理決議をはじめ、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、断じて許されるものではない。

国際社会が、北朝鮮に対し、国連安保理決議の遵守を求めるなかで、核実験を強行し、その上、長距離弾道ミサイルを発射するという挑発行為を行ったことは、核兵器廃絶や恒久平和を願う全ての人々の思いを踏みにじるものであり、唯一の被爆国である我が国として、決して容認することはできない。こうした度重なる核実験や長距離弾道ミサイル発射は、北東アジア地域の平和と安全を脅かすのみならず、国際社会全体に極めて深刻な危機を及ぼすものである。

よって、仙台市議会は、これら北朝鮮の暴挙に対し、断固として抗議する。また日本政府においては、国際社会と協力し、北朝鮮に対し、核兵器の放棄や弾道ミサイル開発の中止を求めるなど、毅然とした措置を講じるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成 28 年 2 月 10 日

仙 台 市 議 会